

令和7年度 福岡市事業所の省エネ支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市内の事業所における自主的な省エネルギー対策の取組を推進し、市域におけるエネルギー消費量の削減を図るため、当該取組に係る事業である省エネ最適化診断の受診及びCO₂排出量の算定支援に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

ア 福岡市内に所在する一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 省エネ最適化診断

省エネルギーの専門家を事業所に派遣し、設備の機器の状況や運転時の設定など現地での調査を行い、エネルギー使用状況や管理運営状況を把握・分析の上、設備機器の運用改善や必要に応じて機器更新を提案するなど、エネルギー削減等の対策を提案することをいう。

(3) CO₂排出量算定支援

事業所の使用状況を把握し、CO₂排出量の総括・分析を行うことをいう。

(対象)

第3条 省エネ最適化診断及びCO₂排出量算定支援の対象は、事業活動に伴う1年間のエネルギー使用量が、原油換算で概ね1,500kL未満の事業所（以下「対象事業所」という。）とし、次号に掲げる要件の全てを具備しなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するものでないこと。

(2) 申込書提出時に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けていないこと。

2 外部へのエネルギー供給が主たる事業所は、エネルギーの外部供給分を除かないエネルギー使用量が、前項の要件を満たす場合、対象事業所とする。

(申込)

第4条 対象事業所は、省エネ最適化診断またはCO₂排出量算定支援を受けるため福岡市事業所の省エネ支援事業申込書（要綱第1号様式）（以下「申込書」という。）により申し込むことができる。

2 同条第1項に定める申込書の提出者は、原則、対象事業所の所有者又は管理者とする。

3 福岡市地球温暖化対策市民協議会（以下「市民協議会」という。）は、対象事業所から提出された申込書について、必要に応じて対象事業所にヒアリング等を行うものとする。

(申込受付期間)

第5条 対象事業所は、前項に定める申込書を、原則として福岡市ホームページ等に掲載する募集案内に定めた期間までに、市民協議会に提出することができる。ただし、申込受付期間であっても、申込が予算の範囲を超えた場合は、申込受付を終了するものとする。

(事業所への省エネ支援内容)

第6条 市民協議会は、対象事業所から提出された申込書に応じて、専門家派遣等による省エネ最適化診断またはCO₂排出量算定支援を行い、結果を記載した報告書を対象事業所に提出するものとする。

(公表)

第7条 市民協議会は、当事業により省エネ最適化診断またはCO₂排出量算定支援を行った対象事業所の事業所名称、または業者名称もしくはその両方を公表するとともに、報告書の一部を公表する。ただし、当該事業所が公表を望まない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、その限りではない。なお、次の各号に該当するか否かの確認にあたっては、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第6条に基づき、暴力団を排除する措置を講ずるため、福岡県警察本部組織犯罪対策課に対し暴力団員の照会を行うものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市民協議会は、前項の公表内容が、事業所にとって、事業活動や経営等に影響を与える可能性があると判断した場合、報告書の記載内容の一部を非公表とすることができる。

3 市民協議会は、公表を行う場合は、ホームページ等にて行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その他の必要な事項は市民協議会が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月21日から施行する。